

「弾力性の優れた高度テーパリング歯ブラシ毛が植毛された歯ブラシ, 及びその製造方法」事件  
知財高裁平成20年(行ケ)第10017号事件(平成20年10月30日判決)

<キーワード>  
引用発明の認定

<抜粋>

原告らは、引用例に記載された事項について、出願後に頒布された別の刊行物の記載を参酌して事実を認定することは許され、裁判例にも、出願時以降の刊行物中に出願前の技術に関する記述があるという理由により、これを出願前の技術水準を認定する資料とした事例もある。本願明細書に記載された先行技術1は、引用発明に関するものであるから、引用発明の認定に際して、これを参酌することは許されると主張する。しかし、引用発明の内容は、あくまで引用例の記載から把握される技術内容に従って認定されるべきであり、これを本願明細書の内容を参酌して認定できるとすれば、本願明細書の記載内容のみから本願発明の進歩性を判断できることにもなりかねず、さらに、そもそも本願明細書に記載された先行技術1と引用発明とを当然に同一の技術ということはできないにもかかわらず、引用例に開示される引用発明の内容を、本願発明の先行技術1の記載を参酌して認定することもできないのであって、このことと、出願時以降の刊行物中に出願前の技術に関する記述がある場合にこれを出願前の技術水準を認定する資料とすることは全く別の事項である。